

米粉 100% ドーナツの販売を開始しました

農業委員会では松伏町産のお米消費拡大を推進するため、小麦粉に替わる米粉の需要拡大を調査研究しています。そこで、米粉100%ドーナツを商品化しました。腹持ちがよく、まわりがサクツとした食感が特徴です。

先日行われた松伏町農業収穫祭で試験販売したところ、合計500個以上を売り上げ大人気でした。

11月末から役場敷地内の農産物直売所及びまつぶし緑の丘公園(日曜日のみ)で、米粉ドーナツ(2個入り150円)を販売しています。

また、給食センターと協調して、学校給食で米粉を使用するなど、農業委員会では、松伏町産米粉を使用しての取り組みを推進しています。さらに米粉を使用した製品を商品化したい業者を支援していきますので、ぜひお問い合わせください。



住民ほけん課のお知らせ

問合せ／国保年金担当 ☎ 991-1868
 高齢福祉担当 ☎ 991-1884
 介護保険担当 ☎ 991-1886

高額医療・高額介護合算療養費制度について

同じ医療保険の世帯内で、1年間に支払った医療費と介護サービス費の自己負担の合計が限度額(下表参照)を超えた場合、申請すると超えた分が支給されます。

世帯の年間での自己負担限度額 【年額 平成21年8月～平成22年7月】

所得区分		後期高齢者医療制度 + 介護保険	国民健康保険又は被用者保険(職場の医療保険) + 介護保険	
			70～74歳	70歳未満
現役並み所得者		67万円	67万円	126万円
一般		56万円	56万円	67万円
低所得者 [住民税非課税世帯]	Ⅱ (Ⅰ以外)	31万円	31万円	34万円
	Ⅰ (所得なし)	19万円	19万円	

※支給額が500円以下となる場合や、医療・介護いずれかの自己負担額が0円の場合は、支給の対象となりません。

同一世帯内でも、医療保険が異なる世帯員の自己負担額は合算できません。

申請について

- ・支給申請は、平成22年7月31日時点に加入していた医療保険に行います。
- ・町の国民健康保険又は後期高齢者医療制度の加入者で支給の対象となる方には、申請の通知を送付しています。通知が届いた方は、申請の手続きをしてください。
- ・被用者保険(職場の医療保険)に加入されている方は、介護保険担当(☎991-1886)で「自己負担額証明書」の交付を受けた上、職場などを通じて各医療保険に申請してください。
- ・平成21年8月から平成22年7月までの間に他市町村から転入された方は次の①の書類を、同じ期間に他の医療保険制度から町の国民健康保険又は後期高齢者医療制度に移られた方は次の②の書類を添付して、住民ほけん課に申請してください。

①転入前の介護保険及び医療保険が発行した「自己負担額証明書」

②以前加入していた医療保険が発行した「自己負担額証明書」

